生駒市規則第26号

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月21日

生駒市長 山下 真

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行 規則の一部を改正する規則

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和47年12月生駒市規則12号)の一部を次のように改正する。

第24条の2第1項に次の1号を加える。

(5) 船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員である者 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第24条の2の規定は、この規則の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員については、なお従前の例による。